○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　宇都宮法務総合庁舎⑮機械設備工事（電子入札対象案件）

⑶　第１号１⑶に同じ。

⑷　工事内容

敷地面積　5,959㎡

［庁舎―１］

構　　造　鉄骨造　地上10階地下１階建

建築面積　約1,300㎡

延べ面積　約13,900㎡

用　　途　庁舎

工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、雨水利用設備、撤去工事

⑸　第１号１⑸に同じ。

⑹　使用する主要な資機材　冷凍機　約１組、吸収冷温水機　約２台、コンパクト形空気調和機　約17台、ユニット形空気調和機　約４台、ファンコイルユニット　約117台、受水タンク　約１台

⑺～⑭　第１号１⑺～⑭に同じ。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年９月25日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から宇都宮法務総合庁舎⑮機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　第１号２⑴①に同じ。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価数）が、1,100点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

④　第１号２⑴④に同じ。

⑤　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。

㋐

１．延べ面積　10,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

２．階　　数　３階以上

３．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工実績でなくてもよい。

ａ）空気調和設備

ｂ）給水設備

ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑

１．延べ面積　3,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

２．工事種目　空気調和設備

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥～⑨　第１号２⑴⑥～⑨に同じ。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。

１．延べ面積　3,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

２．階　　数　３階以上

３．工事種目　空気調和設備

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑵③に同じ。

⑶　第１号２⑶に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴～⑵①　第１号３⑴～⑵①に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事に配慮した施工に関する具体的な提案」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号３⑵③～④に同じ。

⑤　②㋐の「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事に配慮した施工に関する具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号３⑶に同じ。